

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定に関する意見書

日本社会の急速な少子・高齢化は、さまざまな課題を日本社会に投げかけ、新たなライフスタイルを支える社会システムの構築が求められている。年金・医療・福祉などの社会保障制度はもちろんのこと、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、働くことに困難を抱える人々の増大が、社会問題となっている。また、2000年以降の急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、さまざまな分野に格差を生じさせた。

とりわけ労働環境の問題は深刻さを増しており、失業とあわせて「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっている。また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題である。

こうした課題を解決するために、市民自身が協同で地域に必要な仕事をみずから興し、社会に貢献する喜びや尊厳を大切にして働き、人と人とのつながりとコミュニティの再生を目指す、自立的で新しい働き方が今、日本の社会に着実に広がりつつある。労働者協同組合（ワーカーズコープ）、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など、「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々を含めると10万人以上存在すると言われている。しかしながら、「協同労働の協同組合」の制度を承認する欧米諸国と異なり、我が国では働く人、利用者及び支援者が協同して新しい事業とその経営組織を生み出そうとする法制度を承認し、また進行する法の仕組みがない状況にある。

既に、欧州などでは、「社会的協同組合法」（イタリア）「生産労働者協同組合法」（フランス）などという名称の法律となり、失業や社会的排除、貧困に苦しむ市民や仕事を求めている人々にとって、仕事興し、地域再生を図る有効な制度となっている。

これらの活動の社会的意義を踏まえ、日本においても「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万を超える団体がこの法制

化に賛同し、国会でも超党派の議員連盟が発足して法制化の検討が始まっている。

だれもが「希望」と「誇り」を持ち、「安心」と「豊かさ」を実感できるコミュニティをつくり、人との「つながり」や社会との「つながり」を感じられるという、新しい働き方の必要性が高まっている。こうした働き方と、これに基づく非営利の事業体は、住民の自発性と主体性を基礎に、新しい公共と市民自治、まちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることの困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を興し、社会に参加する道を開くものである。

よって、国においては、社会の実情を踏まえ、就労機会の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法（仮称）」を速やかに制定するよう強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月19日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	鳩	山	邦	夫	様
厚生労働大臣	舩	添	要	一	様
経済産業大臣	二	階	俊	博	様
衆議院議長	河	野	洋	平	様
参議院議長	江	田	五	月	様